

心身障害者福祉手当

対象の方は申請を忘れずに

身体障害者手帳1・2級・愛の手帳1・3度・脳性まひ・進行性筋萎縮症で20歳以上65歳未満の方、または、身体障害者手帳3級・愛の手帳4度・東京都の難病医療費等助成認定者(申請中の方も含む)の65歳未満の方で、手当の申請手続きをされていない方は、65歳の誕生日の前々日までに申請手続きをしてください。

心身障害者医療費助成制度

障 受給者証切り替え

9/1(火)

心身障害者医療費助成制度(以下障)は、心身に重い障害のある方の医療保険の自己負担分(一部)を助成するものです。

9月1日(火)から障受給者証が新しくなります。更新の対象となる方には、8月末日までに、新しい障受給者証をお送りします。

更新の対象となる方

- ①身体障害者手帳1級・2級(心臓・腎臓等内部障害については3級まで)
- ②愛の手帳1度・2度
- ③精神障害者保健福祉手帳1級(手帳の有効期限が9月以降ある方)
- ④①③のいずれかの手帳をお持ちの重度障害者の方で、所得が所得制限限度額以下の方(下表)
- ⑤生活保護を受けている方

ください。65歳以上の方は、新規申請ができません。ただし、65歳以上の方でも、平成12年8月以降、65歳の誕生日の前々日までに「所得制限超過・施設入所・江東区に住所がなかった」という制限事由により申請手続きができなかった方で、その後制限事由がなくなった場合、申請できる場合があります。

また、所得が別表の所得限度額以上あったなどの理由により受給資格が消滅し、その後制限事由がなくなった方は、あらためて、申請手続きが必要です。なお、申請月が支給開始月となりますので、申請が遅れると受給できる手当額が少なくなりま。過去にさかのぼっての支給もできませんのでご注意ください。

所得制限限度額表(心身障害者福祉手当、心身障害者医療費助成共通)

適用期間		心身障害者福祉手当	心身障害者医療費助成
		8/1(土)~令和3年7/31(土)	9/1(火)~令和3年8/31(火)
対象所得		令和元年中所得	
扶養親族の数	本人および扶養義務者等の所得限度額	20歳以上:本人所得 20歳未満:(手当)配偶者または扶養義務者の所得(医療)世帯主等の所得により判定。ただし、本人が国保の世帯主、または社会保険による被保険者になっている場合は本人所得 ※次のような扶養家族がいる場合には、左記の所得限度額にそれぞれ加算されます。 ・老人扶養親族1人につき10万円 ・特定扶養親族または控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る)1人につき25万円 ※医療費・社会保険料(医療費助成は本人のみ)等は相当額を控除	
0人	3,604,000円		
1人	3,984,000円		
2人	4,364,000円		
3人	4,744,000円		
4人	5,124,000円		
5人	5,504,000円		

また、過去に障受給者証をお持ちの方で、所得が所得制限限度額以上あった等により、資格

特別障害者手当・障害児福祉手当

対象要件該当の方は申請を

区では、国の制度に基づき特別障害者手当・障害児福祉手当を支給しています。対象者の方は申請してください。審査の結果支給が決定されると、申請月の翌月分からの手当が支給されます。

障害者支援課障害者福祉係
☎(3647)4952
FAX(3647)4910

手当種類	年齢制限	対象者	手当額
特別障害者手当	20歳以上	重度の障害があるため、日常生活において常時特別な介護が必要な20歳以上の方(おおむね身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度程度でかつ障害が重複している方。あるいはこれらと同等の疾病・精神障害の方。原則専用の診断書で判定されます)。ただし次に該当する方を除く①施設入所者②病院等に3か月を超えて入院している方。 ※本人および扶養義務者の所得制限があります。 ※原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく手当を受給しているときは、手当額の併給調整があります。	月額 27,350円
障害児福祉手当	20歳未満	重度の障害があるため、日常生活において常時介護が必要な20歳未満の方(おおむね身体障害者手帳1級および2級の一部、愛の手帳1・2度程度の方。あるいはこれらと同等の疾病・精神障害の方。原則専用の診断書で判定されます)。ただし次に該当する方を除く①施設入所者②障害を理由とする公的年金受給者。 ※本人および扶養義務者の所得制限があります。	月額 14,880円

建築物防災週間

地震や火災に備え建物の点検を

8/30(日)~9/5(土)

建築物の防災対策の推進を目的に、毎年春と秋に全国一斉の建築物防災週間が設けられています。建築物・工作物の所有者・管理者等は、それらを常に安全な状態で維持するよう努めなければならないことが、建築基準法に定められています。この機会に、所有・管理している建築物・工作物・付属するブロック塀等を点検し、気になりな点があれば、専門家へ相談しまし

区内中小企業向けセミナー

「管理者のためのストレスケア入門」

新型コロナウイルス感染症の流行により、社員の心身の健康管理に注力されている企業への支援として、経営者、管理者を対象にしたストレスケアの入門セミナーを開催します。

ストレスを上手に管理するための手法や、社内での配慮・注意すべきポイントなどストレスケアの基本をわかりやすく説明します。自身のコロナストレス解消にも活用ください。

※詳細は、こうとう若者・女性しごとセンターホームページをご覧ください。

時 9月11日(金) 午後2時~4時
場 こうとう若者・女性しごとセンター

男女共同参画推進センター
準備は大丈夫? 育休中に話しておこう!
パパとママのための育休復帰講座

職場復帰を前にして、不安を感じていませんか? 仕事と家事・育児の両立は、一人で抱える問題ではなく、家族の課題です。職場への復帰を家族のイベントと考え、復帰後の生活スケジュール、職場や家庭でのコミュニケーションの取り方など、ワークを通して学びます。職場復帰への不安を解消し、2人が思い描く「チーム〇〇家」を目指しましょう。

時 9月27日(日)、10月4日(日) 午後2時~4時
場 小松橋区民館4階第1・2洋室(扇橋2-1-5) 人 育休中、育休予定の方とそのパートナー10組20人(申込順) ※お一人での参加も歓迎 費 無料 師 佐藤美貴・勝本典子(育休後カフェ@認定ファシリテーター) 保 幼児(1歳6か月~就学前) 5人程度(無料、申込時要予約) ※1歳6か月未満のお子さんは同伴で受講できます

時 8月25日(火) 午前9時から
場 男女共同参画推進センターに電話または窓口で※区ホームページからも申込できます

☎(5683)0341
FAX(5683)0340

こうとう区報でご案内しているイベント等は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止または変更される場合があります。イベント等へ参加される際は、マスクの着用、検温等にご協力ください。また、体調の優れない方は参加をお控えください。詳細はホームページをご確認いただくか主催者へ直接お問い合わせください。